

介護支援専門員実務研修

特定一般教育訓練制度のご案内

◎特定一般教育訓練給付制度とは

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了し、資格取得された方に対し、その費用の一部（受講費用の40%（上限20万円））が支給される制度です。

また、上記に加え、資格取得等をし、かつ訓練修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、教育訓練経費の50%（既に支給を受けた上記の給付額と教育訓練経費の50%に相当する額（上限25万円）の差額）が支給されます。

指定講座：山口県介護支援専門員実務研修

指定番号：3520067-1920013-9

研修日程：令和7年12月22日（月）～令和8年3月12日（木）

<給付の内容>

○介護支援専門員実務研修受講費用の40%を支給

<給付手続き>

訓練前キャリアコンサルティング

どのハローワーク、キャリア形成・リスキリング支援センターでも受けることができます



受給資格確認

受講開始日の2週間前までに、お住まいを管轄するハローワークで行います



研修の受講・修了

研修開始から最終日までの全科目を修了してください



支給申請手続き

研修修了後、当会より申請に必要な書類をお渡しいたします。

修了日の翌日から**1か月以内**に、お住まいを管轄するハローワークへ支給申請してください

◎特定一般教育訓練給付手続きをされた方は

受講開始日（12月22日）までに受給資格確認通知書の交付を受け、**演習日程①の朝受付**で通知書の写しをご提出ください。



キャリアコンサル等、手続きに時間を要しますので、実務試験合格発表後、お早めに申請手続きを行ってください。

◎厚生労働省ホームページ

教育訓練制度の内容等の詳細は、QRコードよりご確認ください。



◎山口県内ハローワーク

給付条件等の内容はお住まいを管轄するハローワークにお問合せください。



問合せ先：（一社）山口県介護支援専門員協会
事務局 福本、岡村
TEL：083-976-4468
E-mail：kaisenkyo@y-cma.jp